

国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (審議事項)                      第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。                      (1)～(3) (略)                      (4) <u>異議申立て</u>に関する事。こと。                      (5)・(6) (略)</p>	<p>本則                      (審議事項)                      第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。                      (1)～(3) (略)                      (4) <u>審査請求</u>に関する事。こと。                      (5)・(6) (略)</p>	

附 則 (細則第10号)

この細則は、平成28年6月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。